○総務省告示第五十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、日本維新の会から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百五十号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
［略］				［同上］			
日本維新の会	支部の数	二三八	二四〇	日本維新の会	支部の数	二四二	二四〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三八	二四〇		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四二	二四〇
	異動年月日	（届出年月日 令和七年八月二十六日）			異動年月日	（届出年月日 令和七年八月二十六日）	
［略］				［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百八十六号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
立憲民主党	支部の数	三七三	三七五	立憲民主党	支部の数	三七四	三七六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七五		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七四	三七六
	異動年月日	（届出年月日 令和七年九月三十日）			異動年月日	（届出年月日 令和七年九月三十日）	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百八十七号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正